

# 知多市污水適正処理構想

令和4年2月

知 多 市

## 1 汚水適正処理構想とは

各家庭や事業所で発生する汚水は、水質保全や生活環境の改善のため、きれいにして川や海に流す必要があります。汚水を処理する施設には、集合処理施設と個別処理施設があります。

- ・ 集合処理施設  
公共下水道や農業集落排水のように複数戸の汚水を管渠により1箇所に集めて処理する施設で、比較的家屋が密集した市街地や集落などに適しています。
- ・ 個別処理施設  
合併処理浄化槽のように各家庭で個別に処理する施設で、家屋が点在しているような地域に適しています。

施設の整備や維持管理に必要な費用は、処理方式や地域特性により異なるため、効果的な汚水処理施設の整備を行うには、それぞれの特徴や経済性を踏まえて適切な方法を選定することが必要不可欠です。

各市町村がこれらを選定した結果をまとめ、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等の整備手法別に整備区域を設定したものが汚水適正処理構想（以下、「構想」という。）で、社会情勢の変化等を反映させるため、定期的に見直しを行っています。

各市町村が作成した構想は、愛知県が取りまとめる全県域汚水適正処理構想に反映され、各種汚水処理事業を実施するための基礎計画になります。

知多市汚水適正処理構想策定の経緯

	策定年度	策定の主な目的
当初策定	H7	・ 計画的、効率的な汚水処理のあるべき姿を示す
第1回見直し	H15	・ 費用算定方法の見直し
第2回見直し	H23	・ 汚水処理施設間の連携強化 ・ 社会情勢の変化の反映
第3回見直し	H27	・ 時間軸の観点を盛り込む 中期（10年程度）での汚水処理整備概成 長期（20～30年程度）での改築・更新や運営管理手法の検討 ・ 社会情勢の変化の反映
第4回見直し （今回）	R3 見直し予定	・ 未整備地区における汚水処理の早期概成も踏まえた区域の見直し ・ 社会情勢の変化の反映

## 2 構想見直しのポイント

近年、高齢化の進行による地域社会構造の変化や節水意識の高揚など、社会情勢が大きく変化してきています。このため、污水处理施設のより効率的な整備が求められており、平成 27 年度に策定した構想を見直し、今回新たに策定するものです。

また、増大した污水处理施設の老朽化対策や改築・更新も必要となっていることから、污水处理施設の整備・運営管理を計画的に実施していくため、平成 26 年 1 月に、国土交通省・農林水産省・環境省の 3 省合同で、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」が取りまとめられました。

今回の見直しにおいては、このマニュアルを踏まえて、未整備地区における污水处理施設の早期整備を考慮し、集合処理と個別処理の経済比較を基本としつつ、整備の進捗状況や運営について時間軸や地域特性等の観点を加え、未整備地区の検討を行いました。

## 3 污水处理の現状

本市では、公共下水道による整備区域のうち南部処理区は単独公共下水道・農業集落排水（令和 2 年 4 月 1 日、公共下水道に編入）として、東部処理区は衣浦西部流域下水道の流域関連公共下水道として、それぞれ整備を進めてきました。

その結果、構想見直し時点（令和 2 年度末）の污水处理人口普及率は 97.6%（公共下水道 96.8%、合併処理浄化槽 0.8%）、公共下水道整備済面積は 1,488.1ha となりました。

また、浄化施設は集合処理（公共下水道）で南部処理区に南部浄化センターがあります。農業集落排水で整備した佐布里浄化センターは、農業集落排水の公共下水道への編入時に廃止しています。

## 4 構想見直しの方針

今回の構想見直しは、令和 12 年度（2030 年度）を最終目標年度とし、下記の点に留意して行いました。

- ・ 整備手法の再検討

最終目標年度までに污水处理普及率が 100%となるよう、未整備地区の污水处理施設を経済的かつ迅速に整備し、污水处理を継続的に行っていくために、整備手法について再検討しました。

- ・ 社会情勢の変化等の反映

最終目標年度の人口は、愛知県が示す「全県域污水適正処理構想の見直しに関する基本方針」に基づき現計画のままとし、最終目標年度の 1 人当たり汚水量は、節水傾向を考慮し、現計画より約 10%低く設定し、経済比較を行いました。

## 5 構想見直しの結果

今回見直した構想の目標値、及び整備手法別区域ごとに色分けした構想図を示します。

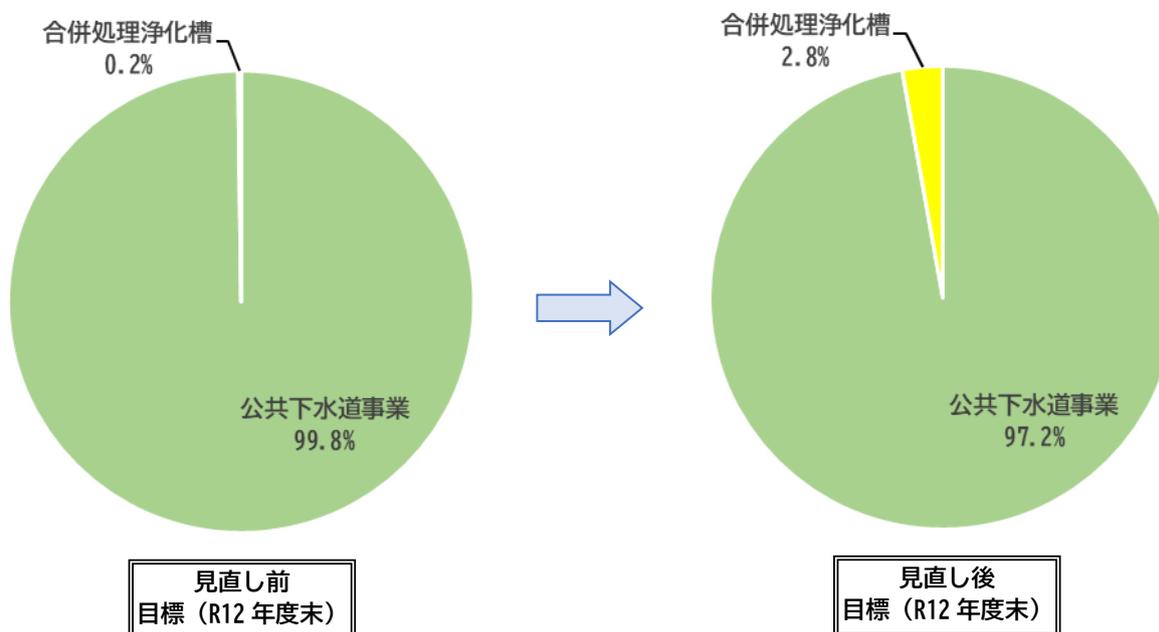
現在、公共下水道の整備が完了している区域、及び市街化区域で今後整備が必要な区域は集合処理としました。

上記以外の区域である公共下水道未整備の市街化調整区域は、集合処理と個別処理それぞれで整備した場合の経済比較等を行い検討を進めましたが、集合処理の場合、未整備区域の整備完了まで50年以上を要する見込みとなり、より迅速に汚水処理推進を図るために個別処理を選定しました。

また、工業地については、排出される汚水が下水道処理基準に適合しない場合が想定されるため、個別処理としました。

知多市污水適正処理構想見直し結果

事業種別		見直し前				見直し後			
		目標 (R12【2030】年度末)				目標 (R12【2030】年度末)			
		面積		人口		面積		人口	
		計画値 (ha)	割合 (%)	計画値 (人)	割合 (%)	計画値 (ha)	割合 (%)	計画値 (人)	割合 (%)
集合処理	公共下水道事業	1,686.6	36.7	87,800	99.8	1,547.7	33.7	85,540	97.2
	農業集落排水事業	-	-	-	-	-	-	-	-
	コミュニティプラント	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他集合処理	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	1,686.6	36.7	87,800	99.8	1,547.7	33.7	85,540	97.2
個別処理	合併処理浄化槽	2,903.4	63.3	200	0.2	3,042.3	66.3	2,460	2.8
	小計	2,903.4	63.3	200	0.2	3,042.3	66.3	2,460	2.8
未整備 (単独浄化槽、くみ取り等)		-	-	-	-	-	-	-	-
合計		4,590.0	100.0	88,000	100.0	4,590.0	100.0	88,000	100.0



## <参考> 用語の解説

### 【単独公共下水道】

一つの市町村区域内で下水を集める管渠と下水処理場を有するもの。

### 【流域下水道】

二つ以上の市町村区域内の下水を集める管渠と下水処理場を有するもの。

### 【流域関連公共下水道】

市町村区域内に下水を集める管渠を設置し、下水処理場を有さずに、流域下水道に接続するもの。

### 【農業集落排水】

農業集落の下水を集める管渠と下水処理場を有するもの。

### 【コミュニティプラント】

開発行為により設置された、住宅団地の下水を集める管渠と下水処理場を有するもの。

### 【単独浄化槽】

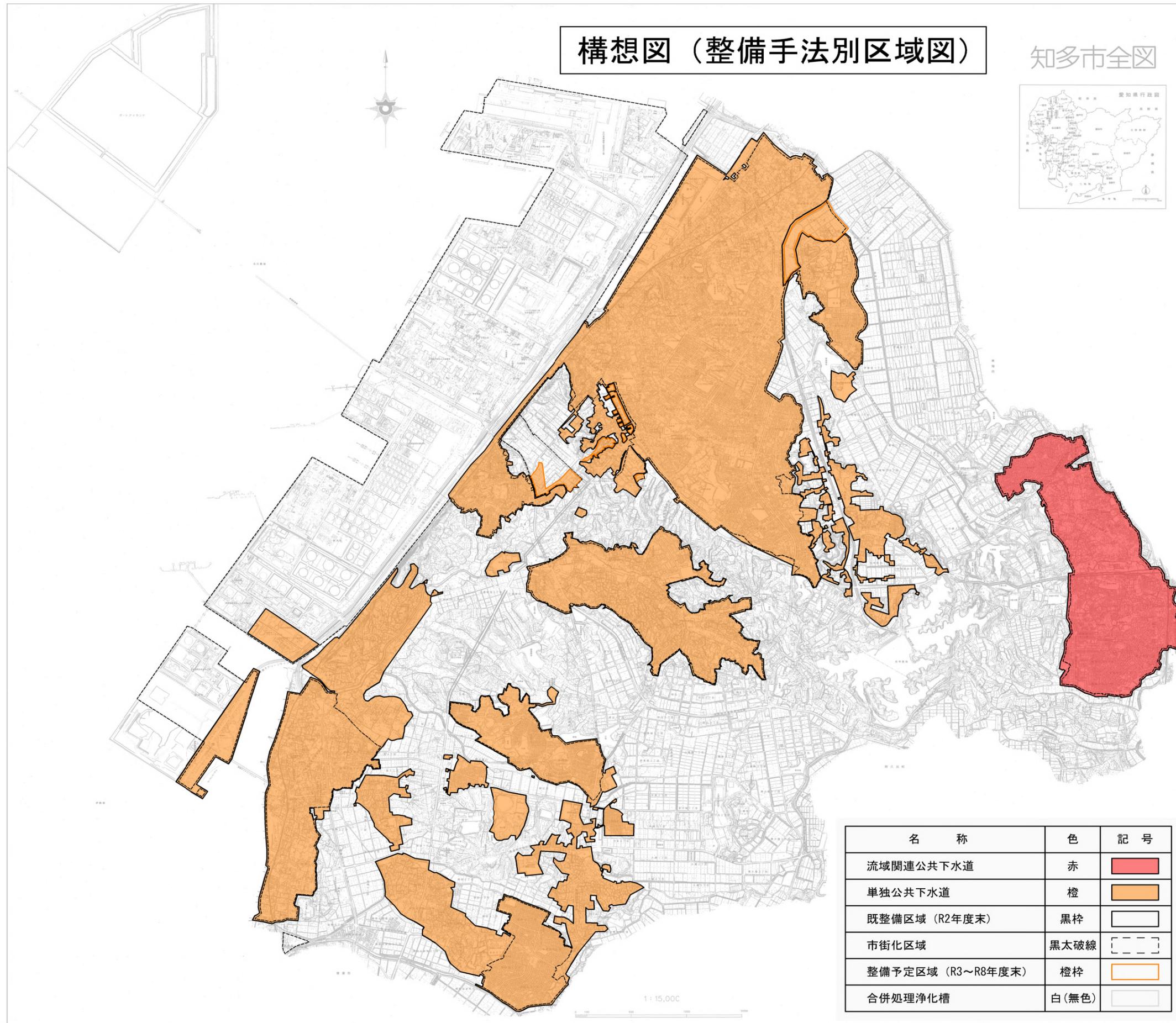
各家庭から出たトイレ排水のみを処理するもの。

### 【合併処理浄化槽】

各家庭から出たトイレ排水、生活雑排水の両方を処理するもの。

# 構想図（整備手法別区域図）

知多市全図



名称	色	記号
流域関連公共下水道	赤	
単独公共下水道	橙	
既整備区域（R2年度末）	黒枠	
市街化区域	黒太破線	
整備予定区域（R3～R8年度末）	橙枠	
合併処理浄化槽	白（無色）	





梅香る わたしたちの緑園都市

## 知多市污水適正処理構想

令和4年2月策定

知多市都市整備部下水道課

〒478-0045 知多市南浜町 25 番地 (南部浄化センター内)

電 話 0562-55-9591 (直通) F A X 0562-55-9222

U R L <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail [gesui@city.chita.lg.jp](mailto:gesui@city.chita.lg.jp)